

障害者虐待に係る事前質疑等について

資料 6

《質疑①》

障害者虐待防止法第二条第5項の「使用者」の定義において、「事業主」に国及び地方公共団体を除くと規定されている。

除かれている理由は如何。

《回答①》

使用者による障害者虐待については、労働局が「障害者の雇用の促進等に関する法律」「労働基準法」「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」等の関係法令の規定による権限を適切に行使して、適正な労働条件及び雇用管理を確保している。

労働関係法令の規定には、国及び地方公共団体に適用されない規定も多く含まれており、労働局等の権限行使が限定されること等から、使用者の定義から除いている。

【参考：障害者福祉研究会編集 障害者虐待防止法の逐条解説 P.24】

《本県からの意見等》

通報義務のある障害者虐待に該当しないことを理由に受付しないという対応は、市町村として当然するべきではない。内容を聴き取り、起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡をして、確実に引き継ぐこと等が求められる。

《その他①》

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」P109には、『障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が遠方の他県である場合等は、支給決定を行った市町村が速やかに障害者の安全確認や事実確認を行うことが困難な事態も考えられます。その場合は、障害者福祉施設等が所在する市町村が通報等を受け付け、当該施設所在地の都道府県等が支給決定市町村に代わり障害者の安全確認や事実確認を行うことも考えられます。』と記載があるが、遠方とはどの程度の範囲のことをいうのか。

《回答①》

「遠方の他県」について、具体的な範囲は示されていない。

事案によって、支給決定市町村と当該施設所在地の都道府県や市町村が連携して、速やかに障害者の安全確認、事実確認を行うことができるよう適切に対応することが求められる。

《その他②》

有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等に入居する身体障害者が、入居している施設職員から暴力を受けた場合、高齢者虐待となるか障害者虐待となるか。

《回答②》

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月）」厚生労働省老健局（P.4）において、「要介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる施設・事業は、限定列挙されている。このため、これに該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、高齢者虐待防止法上の要介護施設従事者等による虐待の規定は適用されない。

しかし、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に擁護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことが必要とある。

18歳以上65歳未満の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」での対応が基本であることに留意することが必要。

65歳以上の障害者については、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられる。この法律の間に優先劣後の関係はないため、高齢所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになる（例：障害者の状況等を鑑み、高齢者施設への保護が適当な場合は、高齢者虐待防止法を利用する等）。